

令和6年11月25日

長与町議会議長 安藤 克彦

研修報告書

長与町議会議員研修要綱第7条第2項の規定により、次のとおり公表します。

1. 研修名（主催者） 委員長研修会（長崎県町村議会議長会）

○講演 「地方議会における委員会制度とその運営について」

講師 元全国都道府県議会議長会事務局次長 鵜沼 信二 氏

2. 研 修 日 時 令和6年8月22日（木）13時15分～16時15分

3. 研 修 場 所 長崎県市町村会館（長崎市）

4. 研 修 目 的 議員の資質向上および議会の活性化に資するため

5. 所 見 （記載は議席番号順）

【下町 純子 議員】

議会の役割は

現状、課題などの正しい情報を住民に知らせ行政への参加の意識を高める。

住民代表機関として最善の方法を検証していく。

多様な考え方を検知して提案していく。

町が把握していない住民の意見を探し出す。

決定した結果を住民に説明し周知あるいは説得する。

などの役割がある。

委員会制度は限られた時間の中で十分な話し合いができるよう分担して審査を行う制度で、本会議での決定に向けて討論する場でもある。議会閉会中での担い手として常任委員会がある。ここで審議し否決を含め本議会に報告する。

委員会はその中で何を調査するのかを決めて、参考になりそうな事案や先進自治体を調査し、持ち帰って討論し最終的には住民に説明する役目がある。

委員長は賛否を表明できないので委員会の採決に従うが、本議会では、自分の意見に従って賛否の表明をしたことで、議会の賛否が反転した例も議員数が少ない地方議会ではあったとの話があった。委員会の採決と個人の意見の狭間で悩むこともあるということを知った。

委員会報告は本来住民に分かりやすいように詳しく行うべきだとも思う。

【岡田 義晴 議員】

講演は、地方議会における委員会制度とその運営について7ページに及びレジュメを3時間かけて懇切丁寧に解説頂くという、まるで大学の政治学の講義を彷彿させる充実の内容であった。特に委員会制度の成り立ちとその意義の解説には大いに感銘を受けた。また、その問題点や改善すべき点もご指摘いただいた。また、委員会の運営においても、あるべき姿や注意すべき点なども併せてご指摘頂いた。

講義の内容は、委員会制度の趣旨と目的から始まり、順次レジュメに沿って委員会の種類と問題点、委員長の権限と役割の説明と進み、10分間の休憩の後、委員会の招集と開会の解説と続き、委員会の運営や委員間討議の重要性を説かれ、最後に閉会中の委員会活動（所管事務調査）、とりわけ所管事務調査の題材について力説いただいた。

講演は3時間に及びメモをとるのに必死であったが、議員必携に照らしながらの解説は大いに刺激となった。改めて地方議会における委員会制度の重要性を再認識させられた講演であった。この内容を持ち帰り、是非、本町議会の委員会活動に反映させ、より良い方向に改善、発展させていきたいと思う。

【八木 亮三 議員】

全国都道府県議会議長会事務局次長などを務められた鴫沼氏による、地方議会の委員会制度の意義や問題点などについての講演でした。

地方議会の役割や委員会制度の趣旨・目的などについては一般的な概論でしたが、委員会の機能のうち、所管事務調査が重要であり活性化の必要があると強調されていたのが印象的でした。その題材とすべきものは「議会報告会で住民から要望があったこと」や「長期計画の進捗状況等」とのことでしたが、現実には現在の議会報告会では住民から出てくる要望は特定の地域や個人的考えに偏ったものが多く、従来の形式の議会報告会を所管事務調査に結び付けるのは難しいと感じましたので、今後、調査のテーマとなるような要望が「出やすい」報告会の在り方を、広報広聴委員長として提案する必要があると感じました。

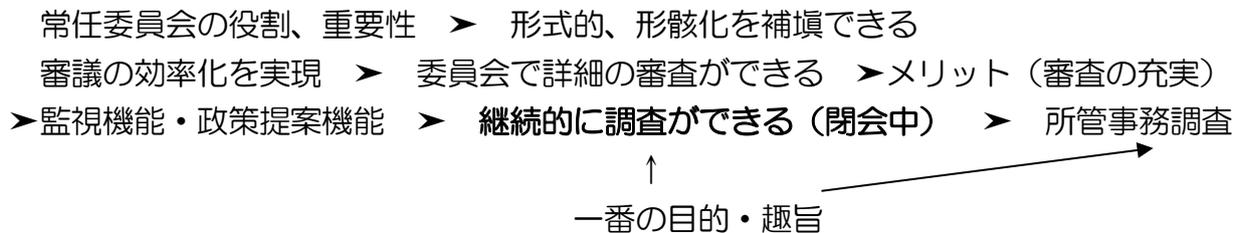
また、説明いただきたいいくつかの事項については、現在の本町議会の運用とは異なる部分があり、再確認が必要と感じました。一例として、委員長が付託事件について一委員として賛否の意思表示をしたい場合に「副委員長と委員長を交代し討論・表決に参加する」という方法が挙げられていましたが、委員一人の賛否で結果が覆る場面においてはかなり難しいと思われ、委員長として全会一致の報告を行っても本会議採決時には「委員長であり委員会採決に参加していないため」とした上で一議員として反対を表明する本町議会の現行の運用でやむを得ないように思います。

しかし、委員会での「発言」については、本町議会会議規則および標準町村会議規則において、原則として「委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べるができる」とされているのに対し、本町議会委員会では「質疑」という形でのみ発言が許可されていること、また、質疑の前提・背景として付託事件に関連する過去の自身または同僚議員の一般質問や質疑、提案などの進捗や検討の状況を説明・確認する捕捉的発言が必要と思われる場合にも、委員長によっては「関連がない」と判断され制止されるケースがあると感じるので、これらについては改めて明確化する必要があると思いました。

委員長研修は2回目でしたが、自分が委員会運営を完全に理解しているとは言えないことを痛感しました。今回の研修を活かし、委員長として委員の言論を公正に保障した適正な運営を心掛け、また、委員としても運営に疑問がある場合などに是正の提案をできるようにしていきたいと思います。

【金子 恵 議員】

委員会のあり方について



最終的に委員会活動をどのように生かしていくかが住民福祉につながることから、充実させていくことの必要性が分かった。また、委員会として過去の委員会での質問や一般質問を元に、討議を行い、委員会として審査に活かす、深めることも重要であることを学んだ。

委員会での所管事務調査を継続することで提言をしていくことが、一つの役割であることから、現在、視察研修で学んだ内容も含め一つの形にできる機会でもあると考えている。

【西岡 克之】

まず初めに、氏は元全国都道府県議会事務局長の要職にいただけに各種説明において、細かく実務的に対応を説明頂いた。

そのなかで、イギリスの議会は本会議中心で、アメリカは委員会中心で開催しているというのは、なるほどとうなずけた。

他にもさまざま細かく講義していただいた。本町では図書館等建設調査特別委員会を議会で立ち上げて調査をしているが、特別委員会（標準町村委員会条例5条）についても細かく講義していただき、大変参考になった。また、委員長の権限と役割については、委員長の権限の中で議会の召集権は議長にないと、はっきり言ったのは今更ながら新たに認識した。

他にもいろいろ講義を聞いたが、一つ一つ上げると膨大になるので、これで終わりにします。レジメは大切に保存して、その都度参考にしたい。